

認定薬剤師制度細則の一部改正（第4条の改正）について

改正理由

現行の認定薬剤師制度細則では、新規認定の試験を記述式により実施しているが、感染症の流行や大規模災害等の発生時には、集合形式での実施が困難となる場合がある。そのため、非常時においても公平性・継続性を確保し、認定審査を適切に実施できるよう、試験方法を CBT 試験（Computer Based Testing）および Web 口頭試験に変更できる旨を細則に明記するものである。

改正内容

第4条中、次の1項を加える。

「4. 大規模災害時や感染症拡大防止対策のため、試験方法を CBT 試験及び Web 口頭試験に変更することがある。」

新旧対照表

現行（改正前）	改正後
<p>第4条 認定薬剤師の新規の認定は、書類審査と試験によって行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 書類審査 認定申請書を審査する。研修期間内の研修記録内容と受講証明、認定単位を審査する。2. 試験 記述式による試験を行う。3. 合否の判定 試験の合格基準と書類審査の基準に合致するものを合格とする。	<p>第4条 認定薬剤師の新規の認定は、書類審査と試験によって行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 書類審査 認定申請書を審査する。研修期間内の研修記録内容と受講証明、認定単位を審査する。2. 試験 記述式による試験を行う。3. 合否の判定 試験の合格基準と書類審査の基準に合致するものを合格とする。4. 大規模災害時や感染症拡大防止対策のため、試験方法を CBT 試験及び Web 口頭試験に変更することがある。

以上